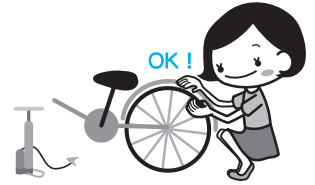




# 全国交通安全運動

5月11日～20日

定期的に自転車の安全点検・整備をしましょう！



自転車が加害者となり、損害賠償責任を求められるケースがありますので、次の点に注意しましょう！

- ・賠償責任保険に加入しましょう。
- ・定期的に、ブレーキ、タイヤの空気圧などの安全点検・整備をしましょう。
- ・自転車に反射材をつけましょう。
- ・交通ルールを守りましょう。

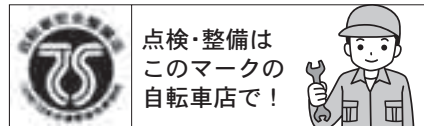
事故を  
起こした場合は、  
必ず警察に  
事故の届出を！

## 自転車の点検と合わせた 保険制度「TSマーク」

TSマークは、自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼付されます。

※有効期間内に発生した事故に対し、賠償責任保険や傷害保険が付いています。  
有効期間は1年間！

	補償内容	青色TSマーク	赤色TSマーク
傷害補償	入院15日以上	(一律)1万円	(一律)10万円
	死亡・重度後遺障害(1～4級)	(一律)30万円	(一律)100万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害(1～7級)	(限度額)1,000万円	(限度額)5,000万円
被害者見舞金	入院15日以上		(一律)10万円



※青色マークと赤色マークで賠償内容が異なります。詳細は日本交通管理技術協会(☎03-3260-3621)または取扱店舗に問い合わせてください。



# 安全なまちづくり県民運動

5月11日～20日

犯罪にあわない！犯罪を起こさせない！犯罪を見逃さない！

愛知県は平成26年

住宅対象侵入盗と自動車盗の発生件数が全国ワースト1位に…

日頃からあいさつや声かけをし、住宅対象侵入盗などの犯罪が起きないまちづくりをしましょう。自動車盗には、イモビライザや警報装置など複数の対策を組み合わせると効果的です。

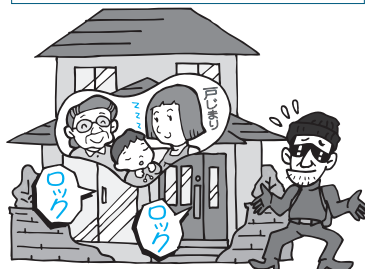
### ●問い合わせ

防災交通課 内線349

子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止



住宅侵入盗の防止



自動車関連窃盗、自転車盗の防止



振り込め詐欺の被害防止



# 追加指定されました 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊の恐れがある区域として、県が新たに土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を指定しました。土砂災害から身を守るために「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてください。

土砂災害警戒情報は緊急速報メール(受信料無料)、テレビ、ラジオなどで知ることができます。また、町からの災害時などにおける緊急情報にも注意してください。

## ●土砂災害警戒区域等指定箇所

区 域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	指定日
緒川字屋敷壹区地内 (入海神社東・了願寺東)	○	○	H25 3.22
藤江字北根地内 (半田市有脇町)	○	-	
石浜字黒鳥地内 (黒鳥橋南)	○	○	H27 3.20
石浜字三本松地内 [うらん(総合子育て 支援センター)西]	○	○	
石浜字平地地内 (町営グラウンド北・東)	○	○	
石浜字前浜地内 (玉洞院北東)	○	○	
生路字坂下地内 (神後院東・伊久智神社東)	○	○	
生路字狭間地内 (常照寺東)	○	○	
生路字弁財地内 (切池南東)	○	-	
生路字傍示松地内 (生路小学校北)	○	○	
藤江字仏地内 (藤江小学校東)	○	○	

### 土砂災害警戒区域…

土砂災害のおそれがある区域

### 土砂災害特別警戒区域…

土砂災害警戒区域の中でも住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※指定箇所は、県土砂災害情報マップ(☎<http://sabomaps.pref.aichi.jp/>)で閲覧可

●問い合わせ 土木課 内線 2 7 3

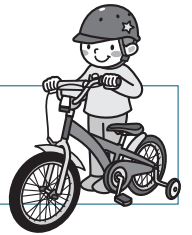
## 東浦町 春の交通安全 キャンペーン

- と き 5月13日(水) 午前10時30分～(約1時間程度)
- と ころ 「森岡駅西」交差点付近
- 内 容 歩行者・運転手に反射材を含む啓発グッズを配布
- 問い合わせ 防災交通課 内線 3 4 8



反射材には  
さまざまな種類があります！

## 自転車の交通ルールを 守りましょう！



### 自転車の 五則守って ふむペダル

自転車は身近な交通手段であり、環境負荷が少なく、健康増進に役立つことから注目を集めています。しかし、一部の自転車利用者の交通ルールを無視した行動や、マナーの悪さに対する批判の声が後を絶ちません。自転車は「車両」です！法律で定められた交通ルールを守る義務があります。自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを守り、実行しましょう！

### ●自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進禁止、夜間ライト点灯、信号順守と一時停止・安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用

### ●問い合わせ

半田警察署 警務課

☎ 0 5 6 9 - 2 1 - 0 1 1 0